

京都市告示第 375 号

生活保護法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 24 年 1 月 16 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 祥風会 烏丸 五条みどりクリニック	下京区諏訪町通松原下る弁財天町 3 28 番地 ヴァン青雲 1 階	平成 23 年 12 月 1 日
医療法人財団康生会 康 生会クリニック	下京区油小路通下魚ノ棚下る油小路 町 277 番地	平成 24 年 1 月 10 日
ながら薬局	南区西九条比永城町 19 番地	平成 23 年 11 月 1 日
阪神調剤薬局 京大病院 前店	左京区聖護院川原町 28 番地	平成 24 年 1 月 1 日
あい薬局檜原店	西京区檜原井戸 19 番地の 1	平成 23 年 12 月 1 日
かるがも薬局 山科店	山科区四ノ宮垣ノ内町 1 番地	平成 23 年 10 月 1 日
医療法人三幸会 訪問看 護ステーションからすま しめい	北区小山下総町 5 番地の 1	平成 23 年 11 月 1 日
くつろぎ訪問看護ステー ション	中京区毘沙門町 397 番地の 2 二 条城東グランドハイツ 1F	平成 23 年 12 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)